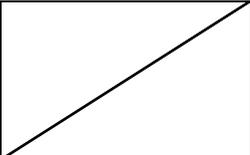


認知症施策推進大綱 施策の進捗確認 KPI/目標

1. 普及啓発・本人発信支援

(1) 認知症に関する理解促進

KPI/目標	所管	大綱策定時の実施状況 (R1.6月時点)	R5.6月末時点の実施状況 (R4.7月～R5.6月)	今後の取組内容 (R5.7月～)
1 企業・職域型の認知症サポーター養成数 400万人 (認知症サポーター養成数 1500万人)	厚生労働省	企業・職域型 約234万人 認知症サポーター 約1,144万人 (H31.3月末時点)	認知症サポーターは2020年度の目標値を超える約1,464万人を養成し、うち、企業・職域型の認知症サポーターは約303万人養成した。(いずれも令和5年6月末時点の養成数)	引き続き、認知症サポーターの養成を進め、特に企業・職域型の認知症サポーターの養成に努める。また、認知症サポーターの養成を切れ目なく進めていくために、オンライン講座の活用を促し、受講機会拡大を図る取組を実施していく。
2 学び (社会教育施設での講座の受講等) を通じた地域社会への参画モデルの提示	文部科学省		社会教育を基盤とした取組 (社会教育施設における講座の認知症施策に関する事例や高齢者の主体的な地域活動への参画事例を含む) について、優良公民館表彰等を通じて全国の優れた実践事例を収集するとともに、その効果等の客観的な分析を行い、広く全国に周知し、社会教育活動の啓発を図った。	引き続き、社会教育を基盤とした取組 (社会教育施設における講座の認知症施策に関する事例や高齢者の主体的な地域活動への参画事例を含む) について、優良公民館表彰等を通じて全国の優れた実践事例を収集するとともに、その効果等の客観的な分析を行い、広く全国に周知し、社会教育活動の啓発を図る。
3 毎年、継続して表彰された小・中・高校生認知症サポーターの創作作品等を周知	厚生労働省		令和5年2月に、地域共生政策自治体連携機構において、「認知症サポーターキャラバン 令和4年度 表彰式・報告会」をオンラインで開催し、キッズサポーターによる作品や認知症サポーターの活動の先進的事例などを表彰・報告会を実施した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、ホームページやSNSを通じた周知活動に努める。</li> <li>オンライン開催を含め実施を検討する。</li> </ul>
4 医療・介護従事者向けの認知症に関する各種研修における意思決定支援に関するプログラムの導入率 100%	厚生労働省	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度の調査研究において、看護職員向け認知症対応力向上研修の研修カリキュラムの改訂を行った。</li> <li>令和3年度の調査研究で作成したリーフレット等を活用し、認知症の人の意思決定支援の理解促進・定着を図った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症の人の意思決定支援に関する内容を盛り込んだ研修カリキュラムの周知を図る。</li> <li>引き続き、リーフレット等を活用し、認知症の人の意思決定支援の理解促進・定着を図る。</li> </ul>
5 自治体における、事前に本人の意思表明を確認する取組の実施率 70%	厚生労働省	-	令和3年度の調査では50%を超えていたものの、ガイドラインの情報提供のみという回答もあったことから、取組の推進・内容の充実を図るため、調査研究結果や上記リーフレット等を活用して周知を図った。	昨年度の間評価において、自治体における事前の意思表明の取組の実施率を50%から70%へ上方修正したことから、令和5年度の調査研究において、直近の実施率の把握を行うとともに、事例の収集を行い、好事例のとりまとめに向けて検討を行う。
6 世界アルツハイマーデー及び月間における普及・啓発イベント等の開催	厚生労働省		<ul style="list-style-type: none"> <li>世界アルツハイマーデーにあわせて、令和4年9月20日～22日までの間、認知症施策関係省庁とともに、認知症サポーターのシンボルである「オレンジリング」を浮かび上げさせる取組 (オレンジリングドレスアップ) を行った。</li> <li>都道府県や市町村等へ世界アルツハイマー月間中の認知症に関する普及啓発イベントの実施を依頼した。</li> <li>厚生労働省へ情報提供のあったイベント数は47都道府県 4,143イベント。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年度においても、9月19日～22日までの間、認知症施策関係省庁とともに、オレンジリングドレスアップを実施。</li> <li>また、都道府県や市町村等へ世界アルツハイマー月間中の認知症に関する普及啓発イベントの実施を依頼した。</li> <li>厚生労働省へ情報提供のあったイベント数は47都道府県 5,571イベント (令和5年9月時点)。</li> <li>共生社会を実現するための認知症基本法に基づく「認知症の日」及び「認知症月間」となったことを踏まえ、令和5年度以降も、イベントの継続的な実施を求めている。</li> </ul>

<p>7 厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室のSNSを活用し、普及・啓発にかかる情報を発信</p>	<p>厚生労働省</p>		<p>厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課のFacebook(オレンジポスト～知ろう認知症～)を活用し、認知症に関する知識の普及啓発や国の認知症施策の周知、世界アルツハイマー月間のイベントの報告などを行った。</p>	<p>引き続き、厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課のFacebookに加え、厚生労働省のSNS(Twitter・Facebook)を活用した認知症に関する普及啓発や認知症施策の周知、世界アルツハイマー月間のイベントの報告などに努める。</p>
---	--------------	---	---	---

(2) 相談先の周知

KPI/目標	所管	大綱策定時の 実施状況 (R1.6月時点)	R5.6月末時点の実施状況 (R4.7月～R5.6月)	今後の取組内容 (R5.7月～)
8 広報紙やホームページ等により、認知症に関する相談窓口の周知を行っている市町村 100%	厚生労働省	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度の実績は1,631市町村(93.7%)</li> <li>令和4年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において、市町村が広報誌やホームページ等による認知症の相談窓口の周知に一層取り組んでいただくよう、都道府県へ周知・助言をお願いした。</li> </ul>	引き続き、市町村の取組状況を調査・把握し、相談窓口の周知を行っていない市町村に対して、都道府県を通じて、広報誌やホームページへの掲載作業を行うよう依頼する。
9 厚生労働省ホームページに全市町村の認知症に関する相談窓口へのリンクを掲載	厚生労働省	—	介護サービス情報公表システムにおいて、認知症に関する相談窓口の名称、連絡先等を広く検索、閲覧が出来る機能を搭載している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護サービス情報公表システムにおいて、認知症に関する相談窓口の周知を行っている市町村数は令和5年度12月現在で1,686市町村。</li> <li>全国課長会議等を通じて、相談窓口の周知に介護サービス情報公表システムを活用いただくよう周知を行う。</li> </ul>
10 認知症の相談窓口について、関係者の認知度2割増加、住民の認知度1割増加	厚生労働省	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果によれば、認知症の相談窓口の認知度については、関係者が51.5%、住民が27.0%となっている。</li> <li>令和4年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において、市町村が管内の認知症に関する相談体制を整備し、周知を推進していくよう、都道府県へ周知・助言をお願いした。</li> </ul>	引き続き、市町村による認知症に関する相談窓口の周知の取組への働きかけや、介護サービス情報公表システムの周知を行う。
11 市町村における「認知症ケアパス」作成率 100%	厚生労働省	1,382市町村(79.4%) (平成30年度実績)	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度実績は1,631市町村(93.7%)。</li> <li>令和3年度老人保健健康増進等事業において、「認知症ケアパスの作成と活用に関する個別的支援手法の調査」を実施し、認知症ケアパスの作成や活用、見直しの際の留意点等をまとめたリーフレットを作成し、当省ホームページへ掲載し、令和4年度も活用している。</li> </ul>	引き続き、認知症ケアパスの作成において主導的な役割を担う認知症地域支援推進員の市町村への配置について、地域支援事業により支援を行う。
12 各市町村で構築される権利擁護支援の地域ネットワークにおける、法テラスの法的支援制度の円滑利用	法務省	/	関係機関を集めた協議会の開催や、個別の業務説明等を通じて、無料法律相談や弁護士費用等の立替えを行う民事法律扶助制度を周知している。	引き続き、民事法律扶助制度の周知を行う。

(3) 認知症の本人からの発信支援

KPI/目標	所管	大綱策定時の実施状況 (R1.6月時点)	R5.6月末時点の実施状況 (R4.7月～R5.6月)	今後の取組内容 (R5.7月～)
13 認知症本人大使（希望宣言大使（仮称））の創設	厚生労働省	/	令和5年5月に実施されたG7長崎保健大臣会合への参加など、国が行う認知症の普及啓発活動への参加・協力していた。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症と向き合う幸齢社会実現会議に希望大使の参画をいただき、認知症と向き合う幸齢社会実現会議に希望大使の参画をいただき、その意見をとりまとめに反映した。</li> <li>・また、令和6年1月21日に7名の認知症本人の方を「希望大使」として任命（新任2名・再任5名）した。</li> <li>・令和6年度は本人の意見を聴きながら、国が行う普及啓発活動などに協力いただく予定。</li> </ul>
14 全都道府県において キャラバン・メイト大使（仮称）の設置	厚生労働省	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年9月30日、全国初の地域版希望大使が静岡県で委嘱され、その後も令和5年6月までに香川県、大分県、神奈川県、愛知県、埼玉県、東京都、兵庫県、岐阜県、長崎県、千葉県、高知県、愛媛県、京都府、熊本県、群馬県で地域版希望大使が委嘱されている。</li> <li>・候補者選定の経緯を聞き取り、他の都道府県へ情報共有を行い、ホームページやSNSで周知を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・16都府県で地域版希望大使が設置されている。</li> <li>・令和4年度老人保健健康増進等事業において、地域版認知症希望大使の普及促進と活動支援に関する調査研究を実施し、都道府県にその結果の周知を行った。</li> <li>・引き続き、ホームページやSNSにおいて、地域版希望大使に関する周知を行う予定である。</li> </ul>
15 毎年、世界アルツハイマーデー及び月間における総合的かつ集中的な普及・啓発イベント等を開催	厚生労働省	/	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世界アルツハイマーデーにあわせて、令和4年9月20日～22日までの間、認知症施策関係省庁とともに、認知症サポーターのシンボルである「オレンジリング」を浮かび上がらせる取組（オレンジリングドレスアップ）を行った。</li> <li>・都道府県や市町村等へ世界アルツハイマー月間中の認知症に関する普及啓発イベントの実施を依頼した。</li> <li>・厚生労働省へ情報提供のあったイベント数は47都道府県4,143イベント。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度においても、9月19日～22日までの間、認知症施策関係省庁とともに、オレンジリングドレスアップを実施。</li> <li>・また、都道府県や市町村等へ世界アルツハイマー月間中の認知症に関する普及啓発イベントの実施を依頼した。</li> <li>・厚生労働省へ情報提供のあったイベント数は47都道府県5,571イベント（令和5年9月時点）。</li> <li>・令和5年度以降も、イベントの継続的な実施を求めていく。</li> </ul>
16 全都道府県においてピアサポーターによる本人支援を実施	厚生労働省	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度は17都府県でピアサポート事業を実施（36%）。</li> <li>・介護保険事業費補助金の認知症施策等総合支援事業（ピアサポート活動支援事業）によってピアサポート活動に関する予算支援を行った。</li> <li>・令和5年度保険者機能強化推進交付金に係る評価指標（都道府県版）にピアサポート活動の支援の実施に関する項目を設け、取組実施を促した。</li> <li>・全国課長会議等を通じて、事例集の周知を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、ピアサポート活動の予算支援を継続する。</li> <li>・令和6年度保険者機能強化推進交付金に係る評価指標（都道府県版）においてもピアサポート活動の支援の実施に関する項目を設け、取組実施を促す。</li> <li>・全国課長会議等を通じて、ピアサポーターによる本人支援を推進していただくよう依頼する。</li> <li>・引き続き、取組状況を調査・把握し、都道府県へ共有予定。</li> </ul>
17 全市町村において本人の意見を重視した施策の展開	厚生労働省	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度は349市町村で本人ミーティングを実施（20.0%）した。</li> <li>・地域支援事業の認知症総合支援事業（認知症地域支援・ケア向上事業）による認知症の本人のニーズを地域で共有する取組を実施する認知症地域支援推進員の設置について、予算支援を行った。</li> <li>・令和5年度保険者機能強化推進交付金に係る評価指標（市町村版）に認知症当事者への意見聴取・本人ミーティング開催に関する項目を設け、取組実施を促した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、認知症地域支援推進員の設置の予算支援を継続する。</li> <li>・令和6年度保険者機能強化推進交付金に係る評価指標（市町村版）においても認知症当事者への意見聴取・本人ミーティング開催に関する項目を設け、取組実施を促す。</li> <li>・取組状況を調査・把握し、都道府県へ共有する。</li> </ul>

認知症施策推進大綱 施策の進捗確認 KPI/目標

2. 予防

(1) 認知症予防に資する可能性のある活動の推進

KPI/目標	所管	大綱策定時の実施状況 (R1.6月時点)	R5.6月末時点の実施状況 (R4.7月～R5.6月)	今後の取組内容 (R5.7月～)
18 介護予防に資する通いの場への参加率を8%程度に高める	厚生労働省	5.7%(平成30年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通いの場への参加率は、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度に低下したが、令和3年度で再び上昇に転じた。</li> <li>・通いの場での活動の再開や推進を図るため、好事例の横展開や特設WEBサイト及び通いの場アプリを活用した情報発信、国による広報等を実施した。</li> <li>・介護保険保険者努力支援交付金により介護予防・健康づくり等に資する取組を重点的に評価した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、好事例の横展開や特設WEBサイト及び通いの場アプリを活用した情報発信等を実施する。</li> <li>・通いの場の普及展開を図るためのマニュアルを作成し、自治体に周知するとともに、活用を促進する。</li> </ul>
19 成人の週1回以上のスポーツ実施率を70%に向上させる (2026年度末)	文部科学省	成人の週1回以上のスポーツ実施率 53.6% (2月末時点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ参画人口拡大に向けた取組モデルの創出や優れた取組の表彰等を、前年度に引き続き実施するとともに、令和4年度より新たにスポーツ実施率の向上に向けた総合研究を開始した。</li> <li>・介護予防をはじめ、医療と連携した地域における運動・スポーツの習慣化が促進されるよう、スポーツを通じた健康増進に資する取組を前年度に引き続き支援した。</li> <li>・20歳以上の週1日以上スポーツ実施率は52.3%(令和4年度、令和5年3月公表)</li> </ul>	引き続き、「第3期スポーツ基本計画」に基づき、性別、年齢、障害の有無等に関わらず、スポーツの実施について広く一般に向けた普及啓発や環境整備等を行うため、スポーツ実施率の向上に向けた総合研究やスポーツ人口拡大に向けた取組モデルの更なる創出、地域における運動・スポーツの習慣化への支援等を行う。
20 学び(社会教育施設での講座の受講等)を通じた地域社会への参画モデルの提示	文部科学省	/	社会教育を基盤とした取組(社会教育施設における講座の認知症施策に関する事例や高齢者の主体的な地域活動への参画事例を含む)について、優良公民館表彰等を通じて全国の優れた実践事例を収集するとともに、その効果等の客観的な分析を行い、広く全国に周知し、社会教育活動の啓発を図った。	引き続き、社会教育を基盤とした取組(社会教育施設における講座の認知症施策に関する事例や高齢者の主体的な地域活動への参画事例を含む)について、優良公民館表彰等を通じて全国の優れた実践事例を収集するとともに、その効果等の客観的な分析を行い、広く全国に周知し、社会教育活動の啓発を図る。

(2) 予防に関するエビデンスの収集の推進

KPI/目標	所管	大綱策定時の実施状況 (R1.6月時点)	R5.6月末時点の実施状況 (R4.7月～R5.6月)	今後の取組内容 (R5.7月～)
21 認知症予防に関する取組の事例集作成	厚生労働省		作成した事例集について、自治体における活用を促した。	作成した事例集について、引き続き自治体における活用を促していく。
22 認知症予防に関する取組の実践に向けたガイドラインの作成	厚生労働省		作成した手引き「市町村における認知症予防の取組推進の手引き」について、自治体への周知に加え、厚生労働省ホームページで周知を行った。	引き続き自治体における手引きの活用を促していく。
23 認知症予防に関するエビデンスを整理した活動の手引きの作成	厚生労働省		令和4年度厚生労働省認知症政策研究事業「軽度認知障害の人における進行予防と精神心理的支援のための手引き作成と介入研究」において「あたまとからだを元気にする MCIハンドブック」を作成し、厚労省ホームページで周知を行った。	引き続き、手引きやMCIハンドブックについて周知・活用を促していく。
24 介護保険総合データベースやCHASEによりデータを収集・分析し、科学的に自立支援や認知症予防等の効果が裏付けられたサービスを国民に提示	厚生労働省		<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度介護報酬改定において創設したLIFEについて、すべての加算において、事業所別及び利用者別フィードバック票の提供を開始した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度介護報酬改定において創設したLIFEについて、すべての加算において、事業所別及び利用者別フィードバック票を3か月ごとに提供する。</li> <li>事業所におけるPDCAサイクルを推進する観点から、拡充されたフィードバックの活用を進めていくため、フィードバック活用のマニュアルの更新及び周知を行った。</li> <li>今後、好事例集の作成や研修会の開催等を行っていく予定。また、令和6年度介護報酬改定に対応したマニュアルを作成する予定。</li> </ul>

(3) 民間の商品やサービスの評価・認証の仕組みの検討

KPI/目標	所管	大綱策定時の実施状況 (R1.6月時点)	R5.6月末時点の実施状況 (R4.7月～R5.6月)	今後の取組内容 (R5.7月～)
<p>25 認知機能低下の抑制に関する機器・サービスの評価指標・手法の策定</p>	<p>経済産業省 厚生労働省</p>		<p>【経済産業省】「認知症等対策官民イノベーション実証基盤整備事業」において、多因子介入(運動指導・栄養指導・認知機能訓練)による効果検証や評価指標の検討を実施し、一定の研究成果を得た。加えて、事業者が製品・サービスを開発する際の研究デザインや研究結果の隠い方に関する、アカデミアの考え方を示した「認知症予防に関する民間サービスの開発・展開にあたっての提言」を作成し、事業者や自治体、アカデミアなどに対し周知を行った。</p> <p>【厚生労働省】経済産業省との意見交換・情報交換を行った。</p>	<p>【経済産業省】「認知症等対策官民イノベーション実証基盤整備事業」における、多因子介入(運動指導・栄養指導・認知機能訓練)による研究成果の社会実装を検討していくとともに、効果検証過程で示唆された継続率という課題に対して、「予防・健康づくりの社会実装に向けた研究開発基盤整備事業(エビデンス構築促進事業)」において、高い継続率を維持する介入を行う研究を新たに公募し支援を実施する。加えて、事業者が製品・サービスを開発する際の研究デザインや研究結果の隠い方に関する、アカデミアの考え方を示した「認知症予防に関する民間サービスの開発・展開にあたっての提言」に関する周知を引き続き行っていく。</p> <p>【厚生労働省】引き続き、経済産業省との意見交換・情報交換を進めていく。</p>

3. 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

(1) 早期発見・早期対応、医療体制の整備

KPI/目標	所管	大綱策定時の実施状況 (R1.6月時点)	【参考】R4.6月末時点の実施状況 (昨年度提出資料)	R5.6月末時点の実施状況 (R4.7月～R5.6月)	今後の取組内容 (R5.7月～)
26 認知症地域支援推進員の先進的な活動の横展開	厚生労働省		令和3年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において、厚生労働省ホームページにおいて活動の手引き及び事例集を掲載していることについて、市町村や認知症地域支援推進員等への周知を依頼した。	令和4年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において、厚生労働省ホームページにおいて活動の手引き及び事例集を掲載していることについて、市町村や認知症地域支援推進員等への周知を依頼した。	引き続き、課長会議等で活動の手引きや事例集についての周知を行う予定である。
27 全認知症地域支援推進員が新任者・現任者研修を受講	厚生労働省	—	・令和3年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において、研修受講による効果や受講にかかる費用の予算措置について周知し、積極的な受講を依頼した。 ・市町村に配置されている認知症地域支援推進員:8,078人うち、新任者研修又は現任者研修のいずれか、あるいは両方受講した推進員は7,093人となっている。	・令和4年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において、研修受講による効果や受講にかかる費用の予算措置について周知し、積極的な受講を依頼した。 ・市町村に配置されている認知症地域支援推進員:8,509人うち、新任者研修又は現任者研修のいずれか、あるいは両方受講した推進員は7,455人となっている。	・全国の認知症地域支援推進員へこれまでの研修受講状況を調査・把握し、都道府県へ共有予定。引き続き、課長会議等で研修受講に関する取組を周知し、受講を促す予定である。
28 「患者のための薬局ビジョン」において示す、かかりつけ薬剤師としての役割を發揮できる薬剤師を配置している薬局数 80%	厚生労働省	—	「患者のための薬局ビジョン」において示す、かかりつけ薬剤師としての役割を發揮できる薬剤師を配置している薬局の割合は、令和3年12月31日時点で78.8%である。	「患者のための薬局ビジョン」において示す、かかりつけ薬剤師としての役割を發揮できる薬剤師を配置している薬局の割合は、令和4年12月31日時点で83.4%である。	引き続き、かかりつけ薬剤師としての役割を發揮できる薬剤師を配置している薬局の割合が増加するよう、「患者のための薬局ビジョン」の取組の推進に努める。
29 認知症初期集中支援チームの先進的な活動事例集作成	厚生労働省		令和3年度老人保健健康増進等事業「認知症初期集中支援チームのあり方と効果的な活動に関する調査研究事業」において、事例集を作成し、自治体への周知を行った。	認知症初期集中支援チームの活動事例集を手引きと併せて自治体への周知を行った。	引き続き、事例集について周知・活用を促していく。
30 初期集中支援チームにおける訪問実人数全国で年間40,000件、医療・介護サービスにつながった者の割合 65%	厚生労働省	年間訪問実人数:17,972人 (H30年度末)	【訪問実人数】 16,400人 【医療・介護サービスにつながった者の割合】 医療につながった者:84.7% 介護につながった者:66.2% 令和3年度老人保健健康増進等事業「認知症初期集中支援チームのあり方と効果的な活動に関する調査研究事業」において、事例集を作成し、自治体への周知を行った。	【訪問実人数】 15,280人 【医療・介護サービスにつながった者の割合】 医療につながった者:87.4% 介護につながった者:67.2% 令和4年度老人保健健康増進等事業「認知症初期集中支援チームのあり方に関する調査研究」において自治体向け手引きを作成し、自治体に周知した。 令和5年度老人保健健康増進等事業「認知症施策のあり方に関する調査研究事業」において、初期集中支援チームの活動を含めた、認知症施策のあり方を検討を開始した。	自治体向け手引きの周知活用を促していくとともに、令和5年度老人保健健康増進等事業「認知症施策のあり方に関する調査研究事業」において、初期集中支援チームの活動を含めた、施策のあり方を引き続き検討する。

KPI/目標	所管	大綱策定時の実施状況 (R1.6月時点)	【参考】R4.6月末時点の実施状況 (昨年度提出資料)	R5.6月末時点の実施状況 (R4.7月～R5.6月)	今後の取組内容 (R5.7月～)
31 認知症疾患医療センターの設置数 全国で500カ所、二次医療圏ごとに1カ所以上	厚生労働省	449ヶ所設置 (二次医療圏域:301ヶ所 (89.9%)) (R1年4月末時点)	・介護保険事業費補助金の認知症施策等総合支援事業(認知症疾患医療センター運営事業)において、「認知症疾患医療センター」の運営への支援を行った。 ・496カ所設置(二次医療圏域:317カ所(94.6%)) (令和4年5月)	令和4年度老人保健健康増進等事業「認知症疾患医療センターの整備方針に関する調査研究」において認知症疾患医療センターの整備方針・整備目標の妥当性の検証や、事業評価のあり方について検討した結果を自治体に周知した。 ・499カ所設置(二次医療圏域:318圏域/全335圏域 (94.9%)) (令和4年10月時点)	令和5年度老人保健健康増進等事業「認知症の医療提供体制に関する調査研究」において、アルツハイマー病の新しい治療薬の診療を含む、認知症疾患医療センターを中心とした地域の医療体制の検討を行う。
32 市町村における認知症に関する相談窓口の掲載 100%	厚生労働省	—	令和3年度の実績は1,657市町村(95.2%)である。	令和4年度の実績は1,631市町村(93.7%)である。	市町村の取組状況を調査・把握し、相談窓口の周知を行っていない市町村に対して、都道府県を通じて、広報誌やホームページへの掲載作業を行うよう依頼する。
33 市町村における「認知症ケアパス」作成率 100%	厚生労働省	1,382市町村(79.4%) (平成30年度実績)	・令和3年度実績は1,606市町村(92.2%)。 ・令和3年度老人保健健康増進等事業において、「認知症ケアパスの作成と活用に関する個別的支援手法の調査」を実施し、認知症ケアパスの作成や活用、見直しの際の留意点等をまとめたリーフレットを作成し、当省ホームページへ掲載した。	・令和4年度実績は1,631市町村(93.7%)。	・引き続き、認知症ケアパスの作成において主導的な役割を担う認知症地域支援推進員の市町村への配置について、地域支援事業により支援を行う。 ・令和6年度保険者機能強化推進交付金に係る評価指標(市町村版)においてケアパス作成に関する項目を設け、取組実施を促す。

(2) 医療従事者等の認知症対応力向上の促進

KPI/目標	所管	大綱策定時の実施状況 (R1.6月時点)	【参考】R4.6月末時点の実施状況 (昨年度提出資料)	R5.6月末時点の実施状況 (R4.7月～R5.6月)	今後の取組内容 (R5.7月～)
34 医療従事者に対する認知症対応力向上研修受講者数 かかりつけ医 9万人 認知症サポート医 1.6万人 歯科医師 4万人 薬剤師 6万人 医療従事者 30万人 看護師等(病院勤務)4万人 看護師等(診療所、訪問看護等)実態把握の上検討	厚生労働省	かかりつけ医 63020人 認知症サポート医 9878人 歯科医師 12465人 薬剤師 24226人 医療従事者 147456人 看護師等(病院勤務)14953人	令和3年度の実績は以下の通りである。 かかりつけ医 72,299人 認知症サポート医 12,370人 歯科医師 21,824人 薬剤師 42,564人 医療従事者 188,622人 看護師等(病院勤務) 25,892人 ・令和3年度老人保健健康増進等事業「認知症対応力向上研修の研修教材及び実施方法に関する調査研究事業」において、歯科医師、薬剤師、病院勤務の医療従事者の研修カリキュラム等の見直しを行い、実施要綱を改正した。	令和4年度の実績(累計) かかりつけ医 76,738人 認知症サポート医 13,439人 歯科医師 25,086人 薬剤師 48,297人 医療従事者 202,130人 看護師等(病院勤務) 29,397人 ・令和4年度老人保健健康増進等事業「認知症対応力向上研修(看護職員認知症対応力向上研修事業)のカリキュラム及び実施方法に関する調査研究事業」において、看護師の研修カリキュラムの見直しを行い、実施要綱を改正した。	令和5年度老人保健健康増進等事業「かかりつけ医等の認知症対応力向上研修カリキュラムに関する調査研究」において、医療系研修全般に、共生社会の実現を推進するための認知症基本法やアルツハイマー病の新しい治療薬に関する最新情報の内容を入れ込み、既存の教材の見直しについて検討を行う予定。

(3) 介護サービス基盤整備・介護人材確保・介護従事者の認知症対応力向上の促進

KPI/目標	所管	大綱策定時の実施状況 (R1.6月時点)	【参考】R4.6月末時点の実施状況 (昨年度提出資料)	R5.6月末時点の実施状況 (R4.7月～R5.6月)	今後の取組内容 (R5.7月～)
35 介護人材確保の目標値 (2025年度末に243万人確保)	厚生労働省	介護職員数 195万人 (2017.10月時点)	介護職員数は212万人(2022年10月時点)を確保した。 ※2018年分から、介護職員数を調査している「介護サービス施設・事業所調査」の集計方法に変更があったため、2017年の195万人とは比較できない。	介護職員数は215万人(2021年10月時点)を確保した。 ※2018年分から、介護職員数を調査している「介護サービス施設・事業所調査」の集計方法に変更があったため、2017年の195万人とは比較できない。	介護人材確保に向けて、処遇改善や就業促進、職場環境の改善による離職の防止、人材育成への支援など、総合的に取り組んでいく。
36 介護従事者に対する認知症対応力向上研修受講者数 認知症介護指導者養成研修 2.8千人 認知症介護実践リーダー研修 5万人 認知症介護実践者研修 32万人 認知症介護基礎研修 介護に関わるすべての者が受講	厚生労働省	認知症介護指導者養成研修 2469人 認知症介護実践リーダー研修 43762人 認知症介護実践者研修 283299人	令和3年度の実績は以下の通りである。 認知症介護指導者養成研修 2,608人 認知症介護実践リーダー研修 49,696人 認知症介護実践者研修 317,394人 認知症介護基礎研修 78,244人  ・令和3年度老人保健健康増進等事業「外国人介護人材の認知症介護基礎研修の学習支援に関する調査研究」において、わかりやすい日本語、及び英語・ベトナム語等によるeラーニング教材や補助教材を作成し、周知を行った。 ・上記見直しも踏まえつつ、引き続き、介護従事者に対する認知症対応力向上研修の実施に努めていく。	令和4年度の実績(累計)は以下の通りである。 認知症介護指導者養成研修 2,686人 認知症介護実践リーダー研修 52,026人 認知症介護実践者研修 330,007人 認知症介護基礎研修 109,046人  引き続き、介護従事者に対する認知症対応力向上研修の実施に努めていく。	受講環境の見直しやカリキュラム内容の見直し等が必要な研修の検討を行う予定。

(4) 医療・介護の手法の普及・開発

KPI/目標	所管	大綱策定時の実施状況 (R1.6月時点)	3年目FU (R4.6月末時点の実施状況 R3.7月～R4.6月)	R5.6月末時点の実施状況 (R4.7月～R5.6月)	今後の取組内容 (R5.7月～)
37 BPSD予防に関するガイドラインや治療指針の作成・周知	厚生労働省	/	令和3年度介護報酬改定に関する審議報告も踏まえ、老健事業等での検討を行っている。	令和3年度介護報酬改定に関する審議報告も踏まえ、令和5年度においても老健事業「BPSDの予防・軽減を目的とした認知症ケアモデルの普及促進に関する調査研究」等で引き続き検討を行っている。	令和3年度介護報酬改定に関する審議報告も踏まえ、老健事業「BPSDの予防・軽減を目的とした認知症ケアモデルの普及促進に関する調査研究」等を進めていく。
38 認知症対応プログラムの開発	厚生労働省	/	令和3年度介護報酬改定に関する審議報告も踏まえ、老健事業等での検討を行っている。	令和3年度介護報酬改定に関する審議報告も踏まえ、令和5年度においても老健事業「BPSDの予防・軽減を目的とした認知症ケアモデルの普及促進に関する調査研究」「認知症の評価尺度のあり方に関する調査研究」等で引き続き検討を行っている。	令和3年度介護報酬改定に関する審議報告も踏まえ、老健事業「BPSDの予防・軽減を目的とした認知症ケアモデルの普及促進に関する調査研究」「認知症の評価尺度のあり方に関する調査研究」等の実施を進めていく。
39 患者・入所者の状態に応じた認知症リハビリテーションの開発・体系化	厚生労働省	/	令和2年度事業の研究報告について引き続き周知を進めるとともに、認知症政策研究事業等での検討を行っている。	認知症政策研究事業「軽度認知障害の人における進行予防と精神的支援のための手引き作成と介入研究」「併存疾患に注目した認知症重症化予防のための研究」等を実施している。	引き続き研修の支援をするとともに、実施した研究報告の活用方法を検討し、活用を進めていく。
40 認知症リハビリテーションの事例収集及び効果検証	厚生労働省	/	令和2年度事業の研究報告について引き続き周知を進めるとともに、認知症政策研究事業等での検討を行っている。	認知症政策研究事業「MCIの人における進行予防と精神的支援のための手引き作成と介入研究」「併存疾患に注目した認知症重症化予防のための研究」等を実施している。	引き続き研修の支援をするとともに、実施した研究報告の活用方法を検討し、活用を進めていく。
41 医療・介護従事者向けの認知症に関する各種研修における意思決定支援に関するプログラムの導入率 100%	厚生労働省	-	・令和3年度の調査研究で、病院勤務の医療従事者、歯科医師、薬剤師向けの認知症対応力向上研修において、意思決定支援に関する内容を盛り込んだ研修カリキュラムの改訂を行った。 ・令和3年度の調査研修で、認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインや意思決定支援の理解促進・定着を図るため、医療・介護専門職向けのリーフレットを作成した。	・令和4年度の調査研究において、看護職員向け認知症対応力向上研修の研修カリキュラムの改訂を行った。 ・令和3年度の調査研究で作成した「リーフレット」等を活用し、認知症の人の意思決定支援の理解促進・定着を図った。	・認知症の人の意思決定支援に関する内容を盛り込んだ研修カリキュラムの周知を図る。 ・引き続き、リーフレット等を活用し、認知症の人の意思決定支援の理解促進・定着を図る。

(5) 認知症の人の介護者の負担軽減の推進

KPI/目標	所管	大綱策定時の実施状況 (R1.6月時点)	【参考】R4.6月末時点の実施状況 (昨年度提出資料)	R5.6月末時点の実施状況 (R4.7月～R5.6月)	今後の取組内容 (R5.7月～)
42 仕事と介護を両立しやすい環境整備に取り組む事業主を支援し、介護休業等を取得しやすくすることにより、介護離職の防止を推進	厚生労働省		<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年6月に育児・介護休業法が改正され、有期雇用労働者の介護休業の取得要件が令和4年4月から緩和されているため、改正内容を含めた育児・介護休業法に基づく介護休業等の周知徹底・履行確保を行っている。</li> <li>企業及び労働者双方の抱える課題を踏まえた「介護離職を予防するための仕事と介護の両立支援対応モデル」の普及促進、「介護支援プラン」の策定支援を行った。</li> <li>仕事と介護を両立する取組を行う企業を支援する助成金の活用を促進している。</li> <li>労働者等向けに介護休業制度を広く周知する事業及び、介護支援専門員(ケアマネジャー)等を対象とした仕事と介護の両立に関する研修カリキュラムを用いた研修を行う事業を実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年6月に育児・介護休業法が改正され、有期雇用労働者の介護休業の取得要件が令和4年4月から緩和されているため、改正内容を含めた育児・介護休業法に基づく介護休業等の周知徹底・履行確保を引き続き行っている。</li> <li>企業及び労働者双方の抱える課題を踏まえた「介護離職を予防するための仕事と介護の両立支援対応モデル」の普及促進、「介護支援プラン」の策定支援を行った。</li> <li>仕事と介護を両立する取組を行う企業を支援する助成金の活用を促進している。</li> <li>労働者等向けに介護休業制度を広く周知する事業を実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き以下について取り組む。</li> <li>育児・介護休業法に基づく介護休業等の周知徹底・履行確保</li> <li>企業及び労働者双方の抱える課題を踏まえた「介護離職を予防するための仕事と介護の両立支援対応モデル」の普及促進、「介護支援プラン」の策定支援</li> <li>仕事と介護を両立する取組を行う企業を支援する助成金の活用促進</li> <li>労働者等向けに介護休業制度を広く周知する事業及び、育児・介護休業法への対応や柔軟な働き方に取り組む中小企業に対し、職場環境の基盤整備を支援するため、措置導入・運用のマニュアル等の策定・企業向けマニュアル解説動画作成を行う事業の実施</li> </ul>
43 認知症カフェを全市町村に普及	厚生労働省	1,412市町村(81.1%) (平成30年度実績)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1,543市町村(88.6%)、7,904箇所(令和3年度実績)</li> <li>令和4年度保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標(市町村版)に認知症カフェの設置運営に関する項目を設け、取組実施を促した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1,563市町村(89.8%)、7,904箇所(令和4年度実績)</li> <li>令和5年度保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標(市町村版)に認知症カフェの設置運営に関する項目を設け、取組実施を促した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、地域支援事業の認知症総合支援事業(認知症地域支援・ケア向上事業)によって、認知症カフェの開設による認知症の人の家族に対する支援事業を担う認知症地域支援推進員の市町村への配置を支援する。</li> </ul>
44 BPSD予防のための、家族・介護者対象のオンライン教育プログラムの開発、効果検証	厚生労働省		厚労科学研究「認知症介護者のためのインターネットを用いた自己学習および支援プログラムの開発と有効性の検証」を実施し、とりまとめを行った。	実施した研究に予定されているRCTの解析を待って、さらに活用方法を検討し、活用を進めていく。	実施した研究に予定されているRCTの解析を待って、さらに活用方法を検討し、活用を進めていく。

4. 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

(1) 「認知症バリアフリー」の推進

KPI/目標	所管	大綱策定時の実施状況 (R1.6月時点)	R5.6月末時点の実施状況 (R4.7月～R5.6月)	今後の取組内容 (R5.7月～)
45 バリアフリー法に基づく基本方針における整備目標の達成	国土交通省	バリアフリー法に基づく基本方針に定められた整備目標について、国・地方公共団体、施設設置管理者等が連携してバリアフリー化の取組を着実に推進している。	令和3年度から5年間を目標期間とする新たなバリアフリー整備目標を策定し、都市部のみならず地方部を含めたハード面のバリアフリー化整備、移動等円滑化促進方針・基本構想の作成促進、「心のバリアフリー」の取組を中心としたソフト対策の充実など、ハード・ソフト両面からのバリアフリー化の取組を着実に推進している。	引き続き、現行のバリアフリー整備目標達成に向けて、都市部のみならず地方部を含めたハード面のバリアフリー化整備、移動等円滑化促進方針・基本構想の作成促進、「心のバリアフリー」の取組を中心としたソフト対策の充実などを通して、ハード・ソフト両面からのバリアフリー化を推進していく。
46 地域公共交通活性化再生法に基づく、地域公共交通計画の策定件数 1200件 (2024年度末)	国土交通省	地域公共交通網形成計画の策定件数 519件 (R1.6月末時点)	地域交通法に基づく地域公共交通計画 (旧：地域公共交通網形成計画) は869件作成されている。(令和5年6月末時点作成件数)	高齢者をはじめとする地域住民の移動手段の確保に向けて、2023年10月施行の改正地域交通法や関連予算を活用しつつ、地域の多様な関係者との連携と協働を通じ、利便性・生産性・持続可能性を高め、地域公共交通の「リ・デザイン」を進めるとともに、社会的課題解決を一体的に推進するため、デジタル田園都市国家構想実現会議の下、地域の公共交通リ・デザイン実現会議を開催し、関係省庁と連携した取組を進める。
47 全国各地での自動運転移動サービスの実現	国土交通省	/	生活の足の確保や物流の効率化に寄与する、道の駅等を拠点とした自動運転サービスについて、2023年4月現在、全国4箇所で大規模導入済。「道の駅 かみこあに」(秋田県)、「道の駅 奥永源寺 溪流の里」(滋賀県)、「みやま市役所 山川支所」(福岡県)、「道の駅 赤来高原」(島根県)	自動運転移動サービスの導入に向けて、引き続き自治体等の取組を支援していく。
48 高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合 4%	国土交通省	2.55% (平成30年度末時点)	令和3年度末時点では2.8%である。 (令和4年度末時点は現在集計中。)	引き続き、予算措置や税制措置等により、サービス付き高齢者向け住宅等の整備に関する支援を行っていく。
49 居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率 50% (2030年度末)	国土交通省	住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として 9,117戸が登録された。(R1.6月末時点)	令和5年6月末時点では30%である。	引き続き、地方公共団体や関係団体等と連携した制度の周知や、予算措置等により、市区町村自らの居住支援協議会の設立促進を図っていく。

<p>50 全市町村で、本人・家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組み（チームオレンジなど）を整備</p>	<p>厚生労働省</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・399市町村(22.9%)、1,059チーム(令和4年度)でチームオレンジの取組を実施していた。</li> <li>・チームオレンジコーディネーターを養成するオレンジ・チューター研修をオンライン等で開催した。</li> <li>・令和5年度保険者機能強化推進交付金に係る評価指標(市町村版)にチームオレンジに関する項目を設け、取組実施を促した。</li> <li>・令和4年度老人保健健康増進等事業において、チームオレンジの立ち上げ支援の在り方に関する調査研究を実施し、その結果を令和5年6月に都道府県を通じて市町村に周知を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域支援事業の認知症総合支援事業(認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業)による、チームオレンジの整備・運営を支援するチームオレンジコーディネーターの市町村への配置の支援を継続する。</li> <li>・オレンジ・チューターなどのチームオレンジに関わる人材育成に関する研修の開催への支援を継続する。</li> <li>・市町村の取組状況を調査・把握し、都道府県へ共有。</li> <li>・全国課長会議等を通じて、チームオレンジの取組状況について、上記の内容を周知する。</li> <li>・令和6年度保険者機能強化推進交付金に係る評価指標(市町村版)においてもチームオレンジに関する項目を設け、取組実施を促す。</li> <li>・令和5年10月には、「チームオレンジの効果的実施に関するセミナー」を開催し、取組実施を促した。</li> </ul>
--	--------------	--	---	--

KPI/目標	所管	大綱策定時の実施状況 (R1.6月時点)	R5.6月末時点の実施状況 (R4.7月～R5.6月)	今後の取組内容 (R5.7月～)
51 居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率 50% (2030年度末)	国土交通省	68.58% (平成30年度末時点)	令和5年6月末時点では30%である。	引き続き、地方公共団体や関係団体等と連携した制度の周知や、予算措置等により、市区町村自らの居住支援協議会の設立促進を図っていく。
52 市町村の圏域を越えても対応できる見守りネットワークを構築	厚生労働省	/	<ul style="list-style-type: none"> <li>・44都道府県で、市町村域を超えた見守りネットワークが構築された。(令和4年度)</li> <li>・令和4年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において、都道府県に対して、市町村の圏域を超えた見守りネットワークの構築に積極的に取り組むよう周知した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、介護保険事業費補助金の認知症施策等総合支援事業(認知症総合戦略加速化推進事業)による、市町村の圏域を超えた広域のネットワーク構築の都道府県への支援を継続する。</li> <li>・都道府県の取組状況を調査・把握し、都道府県へ共有予定である。</li> <li>・全国課長会議等を通じて、ネットワーク構築について、上記の内容を周知する。</li> </ul>
53 全都道府県でヘルプカード等のツールを活用	厚生労働省	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度老人保健健康増進等事業においては、認知症の人本人の意向を示すツール(ヘルプカード等)の事例の調査、新たなツールの作成やその活用方法について、認知症の人本人の意見を踏まえつつ検討を行い、その成果についてホームページ等で周知を行った。</li> <li>・上記老人保健健康増進等事業によると、認知症の人本人がヘルプカードを活用することについて都道府県として取組を行っている、取組む意向がある都道府県は33都道府県。「令和4年度及び令和5年度当初認知症総合支援事業等実施状況調べ」において、令和4年度にヘルプカードを「活用している」と回答した都道府県は、5都県。</li> </ul>	全国課長会議等を通じて、ヘルプカード等のツールについて周知する。
54 認知症バリアフリー宣言件数・認証制度応募件数・認証件数(認知症バリアフリー宣言、認証制度の仕組みの検討結果を踏まえて検討)	厚生労働省	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「認知症バリアフリー宣言・認証検討委員会」において、宣言及び認証制度、さらに表彰制度のあり方について検討を行った。</li> <li>・宣言制度は、本格実施後の実態把握や効果検証を行うとともに、普及・啓発策を検討した。</li> <li>・認証及び表彰制度は、昨年度の検討課題等を踏まえ、制度のあり方について検討した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宣言企業増加のための普及啓発として、「認知症バリアフリー情報交換会」を令和5年11月に開催し、参加企業に対して宣言企業が先進的取組を発信した。</li> <li>・認証及び表彰制度については、経済産業省が検討している商品・サービス開発に関する取組による制度との協働も視野に仕組み等の検討を行う。</li> </ul>
55 消費者志向経営優良事例表彰の実施状況	消費者庁	/	内閣府特命担当大臣表彰を1件、消費者庁長官表彰を7件決定し、令和5年2月に、令和4年度消費者志向経営優良事例表彰表彰式を実施したところ。	令和5年度も、内閣府特命担当大臣表彰、消費者庁長官表彰を決定し、表彰式を実施する予定。

<p>56 本人の意見を踏まえた商品・サービスの登録件数（本人の意見を踏まえ開発された商品・サービスの登録制度に関する検討結果を踏まえて設定）</p>	<p>厚生労働省 経済産業省</p>	<p>—</p>	<p>【厚生労働省】経済産業省が事務局となっている認知症イノベーションアライアンスワーキンググループにおいて、本人の意見を踏まえた商品・サービス開発について議論が行われており、同WGに参画した。</p> <p>【経済産業省】認知症イノベーションアライアンスワーキンググループにおいて、当事者(本人)の意見を踏まえた商品・サービス開発モデルである「当事者参画型開発モデル」について、生活課題に応じた個社のプロトタイプを支援するため、実践企業の公募を実施した。</p>	<p>【厚生労働省】引き続き、「認知症イノベーションアライアンスワーキンググループ」に参画し、必要な協力方を検討していく。</p> <p>また、厚生労働省が事務局となっている認知症バリアフリーWGにおいても、認知症バリアフリーの取組をさらに広げていくため、本人・家族の希望を聴きながら、幅広く、個別の業種における接遇方法に関する手引きを作成し、普及する。</p> <p>【経済産業省】引き続き、「当事者参画型開発モデル」公募採択企業の支援及び、実践企業、参画当事者の拡大に向けた検討を「オレンジイノベーション・プロジェクト」として実施していくとともに、本プロジェクトに関する表彰制度等についても、認知症イノベーションアライアンスワーキンググループにおいて協議予定である。</p>
---	------------------------	----------	--	---

KPI/目標	所管	大綱策定時の実施状況 (R1.6月時点)	R5.6月末時点の実施状況 (R4.7月～R5.6月)	今後の取組内容 (R5.7月～)
57 地域の実情に応じた食料品アクセス環境の改善（対策を必要とする地域における取組の実施割合）	農林水産省	市町村または民間事業者のいずれかで対策が実施されている割合、88.7% (R1.3月末時点)	令和4年度「食料品アクセス問題」に関する全国市区町村アンケート調査及び関係者へのヒアリングを実施した。アンケート調査では、対象地域における取組の実施割合は91.5%であり、昨年度に引き続き90%以上であった。アンケート結果をポータルサイト上に掲載し、取組未実施の地域において参考となるよう情報発信した。ヒアリングでは、食品アクセスに係る取組を行っている地方公共団体において、現状・今後の課題や地域特有の課題、課題解決に向けた取組等を把握した。	令和5年度「食品アクセス問題」に関する全国市区町村アンケート調査及び関係者へのヒアリングを行う。さらに、引き続き行政や民間団体等が実施する課題解決への取組を推進する。
58 買い物しやすい環境整備（買い物しやすい環境整備に関する検討結果を踏まえ、必要に応じて設定）	経済産業省（金融庁）	/	【経済産業省】「認知症共生社会に向けた製品・サービスの効果検証事業」においてテーマの1つとして買い物を設定し、効果検証を行う事業者への支援を実施し、検証成果を得た。また、認知症イノベーションアライアンスワーキンググループにおいて、当事者(本人)の意見を踏まえた商品・サービス開発モデルである「当事者参画型開発モデル」の実践企業公募において、テーマの一つとして買い物を想定し、実践企業の公募を実施した。	【経済産業省】「当事者参画型開発モデル」の実践企業としてキャッシュレス決済を扱う事業者を採択し、引き続き採択企業の支援を実施する。また、大手小売事業者及び当事者関連団体等と連携し、買い物現場における本人ニーズの抽出に関する検討を、認知症イノベーションアライアンスワーキンググループにおいて実施予定。
59 後見制度支援信託・支援預貯金の普及	金融庁	後見制度支援信託に並立・代替する預貯金の管理・運用方策として、後見制度支援預貯金のモデルスキームを提示。左記KPIに係る指標はH30.12時点で約12%。	アンケート調査の結果を集計し、その結果を金融庁ウェブサイトに掲載した。令和4年3月末時点で、約69%が導入済となっており、KPIを達成した。令和5年3月末時点における進捗状況を確認するため、金融機関あてにアンケート調査を実施した。	左記アンケート調査の集計結果(令和5年3月末時点)を金融庁ウェブサイトに掲載した。令和5年3月末時点で、約70%が導入済となっており、KPIを達成した。引き続き、預金取扱金融機関に対し、後見制度支援預貯金等の導入を促していく。
60 成年後見制度の利用促進について（2024年度末） ・中核機関（権利擁護支援センター等を除く）を整備した市町村数 全1741市町村 ・リーフレット等による成年後見制度や相談窓口の周知を行っている市町村数 全1741市町村 ・リーフレット等による任意後見制度の周知を行っている市町村数 全1741市町村 ・成年後見制度利用支援事業の適切な実施のための必要な見直し等の検討を行った市町村数 全1741市町村 ・市町村計画の策定・第二期計画に基づく必要な見直しを行った市町村数 全1741市町村 ・担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の育成の方針の策定を行った都道府県数 全47都道府県 ・担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の養成研修を実施している都道府県数 全47都道府県 ・市町村長申立てに関する研修を実施している都道府県数 全47都道府県 ・協議会を設置した都道府県数 全47都道府県数、意思決定支援研修を実施している都道府県数 全47都道府県	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中核機関を整備した市区町村数 492市区町村</li> <li>・中核機関においてパンフレット等による成年後見制度や相談窓口の周知を行っている市区町村数 470市区町村</li> <li>・中核機関において後見人候補を推薦する取組を行っている市区町村数 210市区町村</li> <li>・中核機関において後見人支援の取組（専門職の雇い上げ等により相談や手続支援を実施）を行っている市区町村数 59市区町村</li> <li>・協議会等の合議体を設置した市区町村数 79市区町村</li> <li>・市町村計画を策定した市区町村数 60市区町村</li> <li>・国研修を受講した中核機関職員や市区町村職員等の数 -</li> <li>・後見人等向けの意思決定支援研修が実施される都道府県の数 - (平成30年10月時点)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年4月時点での実績は以下の通りである。</li> <li>・中核機関（権利擁護支援センター等を除く）を整備した市町村数 935市町村</li> <li>・リーフレット等による成年後見制度や相談窓口の周知を行っている市町村数 1471市町村</li> <li>・リーフレット等による任意後見制度の周知を行っている市町村数 1031市町村</li> <li>・成年後見制度利用支援事業の適切な実施のための必要な見直し等の検討を行った市町村数（高齢者関係）申立費用636、報酬746、（障害者関係）申立費用632、報酬730</li> <li>・市町村計画の策定・第二期計画に基づく必要な見直しを行った市町村数 1094市町村</li> <li>・担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の育成の方針の策定を行った都道府県数 2都道府県</li> <li>・担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の養成研修を実施している都道府県数（市民後見人養成研修の実施）15都道府県、（法人後見実施のための研修の実施）18都道府県</li> <li>・市町村長申立てに関する研修を実施している都道府県数 30都道府県</li> <li>・協議会を設置した都道府県数 19都道府県、意思決定支援研修を実施している都道府県数 16都道府県</li> </ul>	成年後見制度の利用促進については、引き続き、令和4年3月に閣議決定した「第二期成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、総合的な権利擁護支援策の充実、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核となる機関の整備等の取組を推進する。第二期計画の考え方を踏まえ、取組が遅れている小規模市町村への支援として、市町村職員を対象としたセミナーにおいて先進自治体の実践報告を含めた情報発信を行うとともに、都道府県の市町村支援機能強化のため、都道府県職員等の交流会を通じて、都道府県間の情報交換や共有を促す。また、令和6年度は第二期基本計画の中間検証として、各施策の進捗状況等を踏まえた課題の整理・検討を行うこととしており、その結果も踏まえつつ、各種取組の更なる促進を図っていく。

KPI/目標	所管	大綱策定時の実施状況 (R1.6月時点)	R5.6月末時点の実施状況 (R4.7月～R5.6月)	今後の取組内容 (R5.7月～)
61 消費者安全確保地域協議会設置市区町村の都道府県内人口カバー率50%以上	消費者庁	消費者安全確保地域協議会設置自治体数222(内、人口5万人以上の市町107)(R1.5月末時点)	消費者安全確保地域協議会を設置した自治体数は461である。(内、人口5万人以上の市町195) KPIの実施状況:消費者安全確保地域協議会設置市区町村人口カバー率50%以上18府県(令和5年6月末時点)	地方公共団体への働きかけやモデル事業の実施等を通じ、設置に向けた具体の支援策を講じつつ、引き続き設置促進を図る。
62 消費者被害に関する注意喚起の継続的な実施	消費者庁 警察庁 金融庁		<p>【消費者庁】関係機関と連携し、生命保険に関する消費者トラブルを防止するための注意喚起を実施。</p> <p>【警察庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ウェブサイトの活用や、政府広報室と連携したテレビ番組、ラジオ番組やインターネットバナー広告等により、特殊詐欺被害防止に向け、効果的な各種取組を実施した。</li> <li>・幅広い世代に対し高い発信力を有する著名な方々により結成されたプロジェクトチーム(SOS47)と各種広報啓発行事を実施するとともに、自治体及び防犯ボランティア等の関係機関等と連携し、被害の発生状況等に応じた効果的な啓発を実施した。</li> </ul> <p>【金融庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況を公表。</li> <li>・預金口座の不正利用に係る情報提供件数等を公表。</li> <li>・警察庁と連携し、業界団体に対し、フィッシング詐欺に係る被害防止対策の検討・実施を要請。金融庁ウェブサイトにて、利用者に向けて不正送金の手口や注意点について注意喚起を実施。</li> <li>・2022年改正資金決済法の施行にあわせ、電子移転可能型前払式支払手段の不適切な利用の防止に係る監督上の着眼点を明確にするため、事務ガイドラインを改正した。</li> <li>・当庁との連携のもと、日本資金決済業協会において、資金移動サービスの不正利用被害の発生状況や被害が発生した場合の補償状況について公表を行った。</li> <li>・各財務(支)局において、講演等を通じた投資詐欺等についての注意喚起・金融知識の普及啓発を実施。</li> </ul>	<p>【消費者庁】今後も引き続き、関係機関と連携し、消費者トラブルを防止するための注意喚起を実施。</p> <p>【警察庁】引き続き、ウェブサイトの活用や、政府広報室と連携したテレビ番組、ラジオ番組やインターネットバナー広告等により、特殊詐欺被害防止に向け、効果的な各種取組を実施していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、幅広い世代に対し高い発信力を有する著名な方々により結成されたプロジェクトチーム(SOS47)と各種広報啓発行事を実施するとともに、自治体及び防犯ボランティア等の関係機関等と連携し、被害の発生状況等に応じた効果的な啓発を実施していく。</li> </ul> <p>【金融庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2022年以降、インターネットバンキングでフィッシングによるものと推察される不正送金の被害が急増している点に鑑み、警察庁、全銀協等の関係機関と連携し、新たな手口を含む不正送金・利用者被害の実態を踏まえた対策の実施や、顧客へのセキュリティ対策に係る情報提供や啓発といった取組みを、預金取扱金融機関やその他の決済サービスを提供する事業者に促すとともに、これらの事業者に対するモニタリングの強化を図っていく。</li> <li>・特殊詐欺対策に係る取組を引き続き実施していく。</li> </ul>
63 認知症の発症に備える民間の認知症保険を販売している保険会社の数	金融庁	12社/42社(※) ※全ての生命保険会社数	販売している保険会社数は、42社中23社である。	引き続き、業界との意見交換等を通じて、様々な商品の開発や普及など、認知症対応に向けた積極的な取り組みを促していく。
64 認知症の人及びその監督義務者等を被保険者とする民間の損害賠償責任保険を販売している保険会社の数	金融庁	23社/27社(※) ※個人向け損害保険商品を販売している損害保険会社数 17 / 20 ページ	個人向けの損害保険商品を販売している損害保険会社28社中24社が販売している。残り4社はペット保険やダイレクト型自動車保険を専業とする会社であるため、実質的には既に全社で販売中である。	引き続き、業界との意見交換等を通じて、様々な商品の開発や普及など、認知症対応に向けた積極的な取り組みを促していく。

(2) 若年性認知症の人への支援

KPI/目標	所管	大綱策定時の実施状況 (R1.6月時点)	※評価	今後の取組内容 (R5.7月～)
65 全若年性認知症支援コーディネーターが初任者研修・フォローアップ研修を受講	厚生労働省	—	・令和3年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において、初任者研修・フォローアップ研修の受講について周知を行った。	・介護保険事業費補助金の認知症施策等総合支援事業(若年性認知症施策総合推進事業)による、若年性認知症支援コーディネーターの設置に係る費用の支援を継続する。 ・全国課長会議等で、初任者研修・フォローアップ研修の受講について周知を行う。 ・令和5年10月現在の受講状況(フォローアップ研修は令和5年度受講予定含む) ○初任者研修:137人/142人(96%) ○フォローアップ研修:111人/133人(83%)
66 全国若年性認知症支援センターがコーディネーターから受ける相談件数の増加	厚生労働省	41件 (平成30年度)	・令和4年の受講状況相談件数は以下の通り。 335件(令和3年346件、令和2年 120件、令和元年 50件) ※行政担当者の相談:令和4年 86件	・介護保険事業費補助金の認知症施策等総合支援事業による、全国若年性認知症支援センター運営事業の補助を継続する。 ・全国課長会議等で、全国若年性認知症支援センターの業務内容及び活用について周知を行う。
67 若年性認知症の有病率・実態把握	厚生労働省		若年性認知症の有病率については令和2年3月に調査結果をとりまとめた。	引き続き、令和2年3月のとりまとめ結果を踏まえ、若年性認知症に関する施策を推進する。

(3) 社会参加支援

KPI/目標	所管	大綱策定時の実施状況 (R1.6月時点)	R5.6月末時点の実施状況 (R4.7月～R5.6月)	今後の取組内容 (R5.7月～)
68 学び(社会教育施設での講座の受講等)を通じた地域社会への参画モデルの提示	文部科学省		社会教育を基盤とした取組(高齢者の主体的な地域活動への参画事例を含む)について、優良公民館表彰等を通じて全国の優れた実践事例を収集するとともに、その効果等の客観的な分析を行い、広く全国に周知し、社会教育活動の啓発を図った。	引き続き、社会教育を基盤とした取組(高齢者の主体的な地域活動への参画事例を含む)について、優良公民館表彰等を通じて全国の優れた実践事例を収集するとともに、その効果等の客観的な分析を行い、広く全国に周知し、社会教育活動の啓発を図る。
69 認知症地域支援推進員の活動状況を全国に横展開	厚生労働省		令和4年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において、厚生労働省ホームページに活動の手引き及び事例集を掲載していることを伝え、市町村や認知症地域支援推進員等への周知を依頼した。	引き続き、全国課長会議等で活動の手引きや事例集についての周知を行う予定である。

認知症施策推進大綱 施策の進捗確認 KPI/目標

5. 研究開発・産業促進・国際展開

- (1) 認知症の予防、診断、治療、ケア等のための研究
- (2) 研究基盤の構築
- (3) 産業促進・国際展開

KPI/目標	所管	大綱策定時の実施状況 (R1.6月時点)	R5.6月末時点の実施状況 (R4.7月～R5.6月)	今後の取組内容 (R5.7月～)
70 認知症のバイオマーカーの開発・確立 POC取得 5件以上	文部科学省 厚生労働省	認知症のバイオマーカーの開発・確立 POC取得 1件 (厚生労働省)	【文部科学省】タウPET画像をAIで解析し、疾患の種別を高い精度で識別し、かつ疾患の重症度の尺度としても有用となる新技術を創出した。 認知症状を示す疾患と示さない疾患のバイオマーカーとなる複数の候補が見つかった。 認知症の責任神経回路の解明に向けた研究や診断・層別化のためのバイオマーカーの開発を推進した。  【厚生労働省】創薬の推進とともにPOCの確立したバイオマーカーの臨床データ収集を進めるとともに、さらなる開発のための反応性アストログリオシスの定量化等による研究開発を進めていく。	【文部科学省】引き続き、認知症の責任神経回路の解明に向けた研究やバイオマーカーの開発を推進する。  【厚生労働省】アルツハイマー病の新しい治療薬の臨床使用に向けて、POCの確立したバイオマーカーの臨床データの収集と整理を進めるとともに、さらなる開発のための反応性アストログリオシスの定量化等による研究開発を進めていく。
71 認知機能低下抑制のための技術・サービス・機器等の評価指標の確立	経済産業省	/	「認知症等対策官民イノベーション実証基盤整備事業」において、多因子介入(運動指導・栄養指導・認知機能訓練)による効果検証を実施。同時に、非医療者でも利活用可能な評価指標についても検証を実施。	多因子介入による効果検証成果について、社会実装に関する検討を実施するとともに、非医療者でも利活用可能な評価指標についても引き続き検証を実施していく。
72 日本発の認知症の疾患修飾薬候補の治験開始	厚生労働省	/	日本発の認知症の疾患修飾薬であるBAN2401(エーザイ社)(抗アミロイドβ抗体治療薬)について、令和5年1月に承認申請がなされたところであり、承認に伴う課題の整理を行った。	令和5年9月に当該薬が承認され、今後上市されることを踏まえて、課題や必要な対応策について引き続き検討していく。

73 認知症の予防・治療法開発に資するデータベースの構築と実用化	文部科学省 厚生労働省		<p>【文部科学省】引き続き追跡調査を継続し、累計約6000人の経時データを取得した。アカデミアとの共同研究を強力に推進し、疾患関連遺伝子と脳MRI画像及び心理・認知機能検査情報、ゲノム・オミックス情報との網羅的解析を実施した。</p> <p>【厚生労働省】 認知症発症前の者(健常、軽度認知障害)、一部認知症患者を対象とした大規模認知症コホートにおいて、発症に関連する危険因子、予防因子を同定できるようデータ分析等を実施している。</p>	<p>【文部科学省】引き続き追跡調査を継続し、年度末までに累計約7000人の経時データを取得するとともに、各種共同研究をはじめとするデータ解析等を進める。</p> <p>【厚生労働省】 引き続き研究を支援・推進していく。</p>
74 薬剤治験に即刻対応できるコホートを構築	厚生労働省		<p>Webスタディ 13,558人(令和5年6月時点) オンサイトスタディ 573人(令和5年6月時点) 治験組み入れ候補(認知症前臨床期)の登録 42人</p> <p>・令和5年度から遺伝性認知症のコホートの構築について検討を開始した。</p>	<p>・アルツハイマー病の新しい治療薬の上市に伴い、早期診断の活発化をふまえた、新たな研究体制の構築を検討していく。</p> <p>・引き続き、遺伝性認知症のコホートの構築を推進、薬剤治験への対応を進めていく。</p>